

令和8年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会議事録（千葉県）

- 1 開催日時：令和7年12月4日（木） 13：30～15：00
- 2 開催場所：関東農政局千葉県拠点千葉庁舎 別館2階大会議室
- 3 出席者：

（申請者）	宇津木農園	宇津木 裕幸
（行政機関）	千葉県農林水産部生産振興課 農産班班長	清原 玲子
	主事	長谷川 栞里
（学識経験者）	千葉県農林総合研究センター	
	水田利用研究室 室長	林 玲子
（関係機関）	千葉県米穀集荷商業協同組合 業務部次長	御園 弘毅
（登録検査機関）	株式会社大地の恵み 農産物検査員	佐久間 富次夫
（関東農政局）	生産部生産振興課 検査技術指導官	剣持 広幸
	生産部生産振興課 検査技術指導官	田畑 健一
	千葉県拠点 農政業務管理官	渡邊 由美子
	千葉県拠点 農政業務管理官	押田 義秀

4 議事

司会：渡邊

ただ今から令和8年産千葉県産農産物の銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。

本日司会を務めます関東農政局千葉県拠点の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

はじめにお断りをおきますが、本意見聴取会における検討の結果について、議事録又は議事要旨を作成し、関東農政局のホームページに公表いたします。そのためにご発言内容を録音させていただきますので、ご了承くださいませようお願いします。

なお、議事録又は議事要旨を公表する前に内容をご確認されたい方がおりましたら、後ほど申し出て下さい。

続いて、お手元に配付しております資料の確認をお願いしたいと思います。

（別途資料の確認）

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

本日の意見聴取会にあたりまして、関東農政局生産部生産振興課検査技術指導官の剣持よりご挨拶を申し上げます。

ではお願いします。

関東農政局：剣持

（あいさつ）

司会：渡邊

本日の意見聴取会を円滑に進めるため、座長を選出したいと思います。また議事録又は議事要

旨を作成するため書記も選出したいと思いますが、座長及び書記の選出につきましては、事務局にご一任いただければと存じますが、いかがでしょうか。

出席者一同：異議なし。

司会：渡邊

関東農政局生産部生産振興課剣持を座長、関東農政局千葉県拠点押田行政専門員を書記として、議事を進めたいと存じますので、よろしく願いいたします。

座長：剣持

只今、座長の指名を受けました関東農政局生産部生産振興課の剣持です。円滑な議事の進行につきまして、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第4の(1)「趣旨説明」について事務局から説明願います。

【(1) 趣旨説明】

事務局：田畑

(農産物検査に関する基本要領の抜粋(資料1、資料2)に基づき趣旨説明)

令和8年産の銘柄設定等の手続については、関東農政局ホームページに掲載し、令和7年10月1日から10月31日の間に銘柄設定等の要望について受付を行いました。

その結果、産地品種銘柄の選択銘柄として、宇津木農園様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「ほしじるし」について設定申請、三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「みつひかり」についての廃止申請がありました。

なお、意見聴取会には、皆様の同意を得て申請者に同席いただいておりますので、ご了承願います。

後ほど、申請者から申請理由等を説明していただきます。

本日の意見聴取の結果は、農林水産省農産局長へ報告いたします。

農産局長は、申請により銘柄の設定等を行う必要があると認めた場合は、3月末までに、農産物規格規程の改正手続きを行い、農林水産省告示が行われます。

以上でございます。

【(2) 銘柄設定等の申請について】

座長：剣持

次第4の(2)「銘柄設定等の申請」について、「ほしじるし」の申請者である宇津木農園の宇津木様から申請書の様式第1-1号に沿いまして、ご説明をお願いいたします。

申請者：宇津木

(銘柄の設定等申請書(様式第1-1号)に基づき、「ほしじるし」の申請内容について説明)

座長：劍持

登録検査機関である株式会社大地の恵みの佐久間様から様式1－4号に沿いまして品種鑑定上の特徴等についてのご説明をお願いします。

登録検査機関：佐久間

(銘柄鑑定に関する報告書(様式1－4号)に基づき、「ほしじるし」の品種鑑定上の特徴について説明)

座長：劍持

続きまして「銘柄設定等の申請」について、「みつひかり」の銘柄の廃止及びこれに関連した品種を構成する品種である「みつひかり2003」、「みつひかり2005」の申請者である三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様からの出席は本日ございませんので、事務局から申請書の様式第1－1号に沿いまして説明をお願いいたします。

事務局：田畑

(銘柄の設定等申請書(様式第1－1号)に基づき、「みつひかり」の申請内容について説明)

【(3) 銘柄設定等に対する意見聴取について】

座長：劍持

続きまして、(3)「銘柄設定等に対する意見聴取について」に移ります。関東農政局では、申請内容及び意見聴取会の日程をホームページに掲載し、11月18日から11月27日の間、意見を募集しました。その結果について事務局からお願いします。

事務局：田畑

意見募集につきましては、関東農政局ホームページにて募集したところ「ほしじるし」及び「みつひかり」についての意見はございませんでしたので、この場にお集まりの皆様からご意見を賜りたいと思います。

また、「ほしじるし」について現物の試料を用意しておりますので実際に銘柄鑑定及び品位検査ができるか、鑑定にあたり疑問点はないか等を確認していただきたいと思います。

座長：劍持

只今、事務局から「ほしじるし」の現物の試料を確認し、意見を聞きたい旨提案がありましたので、展示している現物について確認していただきたいと存じます。

まず試料の産地を確認します、申請者の宇津木農園様「ほしじるし」の試料の生産地は千葉県のどこの地域になりますか。

申請者：宇津木

生産地は千葉県山武市です。

座長：劍持

それでは、現物試料の確認をお願いしますが、確認にあたり、展示されている試料が申請書に記載されている特徴が出ているかどうか、農産物検査の規格規程の規格に当てはまるかどうか確認していただき、その結果について後ほど農産物検査員の方を中心にご意見をいただきたいと存じます。

[展示してある現物の試料の確認（約10分）]

座長：劍持

試料もご確認いただきましたので、皆様からご意見をお伺いしたいと存じます。

最初に「ほしじるし」についてお伺いします。展示品をご確認いただいた結果、品種の特徴が出ており銘柄鑑定が出来るか、農産物検査の規格規程の規格に当てはまるかについて、農産物検査員にお聞きいたします。

登録検査機関株式会社大地の恵みの佐久間様「ほしじるし」が農産物検査の銘柄鑑定ができるか規格規程の規格に当てはまるかについて、いかがでしょうか。

登録検査機関：佐久間

品種の特徴はかなり出ていると思います。胚の小ささを見ても銘柄鑑定はできると思います。

座長：劍持

農産物検査規程の規格には当てはまるでしょうか。

登録検査機関：佐久間

はい、農産物検査規格の品位の検査にも当てはまります。

座長：劍持

千葉県米穀集荷商業協同組合の御園様いかがでしょうか。

千葉県米穀集荷商業協同組合：御園

試料を見させていただきまして、申請書の特徴に記載があるとおり、コシヒカリに比べ粒が大きいということも確認できました。また胚部が小さいことも特徴的であり、銘柄鑑定は可能と思います。

座長：劍持

ありがとうございました。

「ほしじるし」について、銘柄鑑定は可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用は可能であることのご見解をいただきました。

銘柄鑑定及び品位規格の適用につきまして、他の方から何かご意見やご見解はございますか。

出席者一同：意見等なし。

座長：劍持

無いようですので、「ほしじるし」について、銘柄鑑定は可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であると確認させていただきました。

それでは、銘柄及び品位鑑定の他に「ほしじるし」の申請に対して何かご意見等ございますか。

出席者一同：意見等なし。

座長：劍持

無いようですので、私の方から「ほしじるし」の申請者であります宇津木農園様に何点かお伺いいたします。

申請書8の生産状況ですが、令和7年産9haとありますが、何名くらいの生産者がいますか。

申請者：宇津木

生産者は2名になります。

座長：劍持

今後生産者は増えていく見込みでしょうか。

申請者：宇津木

生産者は増えていくと思います。

座長：劍持

近年高温化も進んでいますが、栽培する上での注意点等はございますか。

申請者：宇津木

「ほしじるし」は乾田直播を行うために導入した品種ですが、白未熟粒が出ないように栽培するには的確な水管理が必要だと思います。また、乾田直播でなるべく手間をかけずに収量が増える方向に行けばこれから栽培面積も増やせると思います。

座長：劍持

種子は購入されるという事ですが、安定的な供給となりますか。

申請者：宇津木

はい。

座長：劍持

「ほしじるし」の実需者の評価はいかがでしょうか。

申請者：宇津木

中食事業者からの引き合いが強いと思うので、業務用として今後も増えていくのではないかと思います。

座長：劍持

登録検査機関である株式会社大地の恵みの佐久間様にお伺いいたします。

本年「ほしじるし」について農産物検査を行っていますが品位についてはいかがでしたか。

登録検査機関：佐久間

今年については高温の影響もあって、乳白粒、背白、腹白粒により2等、3等となりました。

座長：劍持

千葉県農林水産部生産振興課の清原様、「ほしじるし」の産地品種銘柄の申請についてご意見等ございますでしょうか。

千葉県：清原

千葉県は、奨励品種として「ふさおとめ」「ふさこがね」「コシヒカリ」「粒すけ」といった4品種がありますが、一方でコスト削減の面において省力的な作り方をしていく、直播についても生産者の方々の要望が非常に強いのだと思います。

高温耐性品種も重要ですが、省力化によって生産者の方々の手取りが増える、経営にプラスになるという事ですので「ほしじるし」についても産地品種銘柄としてよいかと思います。

座長：劍持

千葉県農林総合研究センターの林様、「ほしじるし」の産地品種銘柄の申請についてご意見等ございますでしょうか。

農林総合研究センター：林

過去に2度ほど当研究室でも移殖で栽培したことがありまして、稈が短くて倒れにくい対倒伏性が強いという認識をしております。対倒伏性は直播の条件のようなもので、農研機構でも「ほしじるし」は直播栽培に向くとおっしゃっております。また、粒が大きいというのは香取市での栽培でも確認できております。

ただ、一点注意いただきたいのが、「いもち病」に少し弱いところがありますので、常発地で作られる場合は安定生産のため適切に防除をしていただきたいと思います。

早期栽培すると通常「いもち病」はかかりにくいのですが、直播すると少しステージが後ろにずれてしまうので、そういった場合は「いもち病」にかかりやすく、気候条件が合ってしまうと「いもち病」が少し怖いので注意していただきたいと思います。

あとは粒も大きいですし、農林総合研究センターで栽培しても多収であったので、ぜひ栽培していただきたいと思います。

座長：劍持

農林総合研究センター様で栽培したときは反収はどのくらいだったでしょうか。

農林総合研究センター：林

反収は10.5俵でした。

座長：劍持

その他皆様からご意見等はございませんでしょうか。

出席者一同：意見等なし。

座長：劍持

無ければ、「ほしじるし」について意見の取りまとめを行いたいと存じます。

資料1「農産物検査に関する基本要領」の3ページをご覧ください。

「2 銘柄設定の要件」として(1)から(7)まであり、その要件を全て満たした場合に、銘柄として新たに設定することができるとあります。

- (1) 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること、
こちらは、可能であるとお見解をいただきました。
- (2) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること、
こちらについても可能であるとお見解をいただきました。
- (3) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと、
こちらについても侵害の行為を組成するものではないということを確認しております。
- (4) 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として同一の銘柄とすることが適当であること、
こちらについては今回該当しません。
- (5) 産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること、
こちらは申請書のとおり登録検査機関が検査を行う予定であると確認いたしました。
- (6) 水稲うるち玄米における品種銘柄は、別紙2「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」の第6により設定する。なお、「みつひかり」については、「みつひかり2003」及び「みつひかり2005」により品種銘柄を構成するものとする。
こちらについては今回該当しません。
- (7) 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさを踏まえたものであること、
こちらは大豆についてなので該当しません。

以上、設定の申請について要件を満たしていると言えますが、皆様の中でご異議がある方はいらっしゃいますでしょうか。

出席者一同：異議等なし。

座長：劍持

皆様ご異議がないとのことですので、新たな銘柄として申請のありました「ほしじるし」について、基本要領に記載されている要件(1)(2)(3)(5)を満たしており、新たな銘柄とし

て設定することが妥当であるという結論に達しましたので、設定に向けての手続きを進めてまいります。

座長：劍持

続きまして廃止申請のありました、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「みつひかり」についてご意見を伺います。

令和6年産の農産物検査を行っている、登録検査機関株式会社大地の恵みの佐久間様、意見等ございますでしょうか。

登録検査機関：佐久間

2025年度は、種子は生産しないという事で、またF1品種なので令和7年産を種子にすることにもならないので、今後も種子を生産しないのであれば、銘柄として残しておく必要もないのかなと思います。

座長：劍持

その他、「みつひかり」の銘柄廃止について意見等はございませんか。

出席者一同：意見等なし。

座長：劍持

それでは、「みつひかり」の銘柄廃止及び「みつひかり 2003」、「みつひかり 2005」の品種群の廃止について取りまとめたいと存じます。

資料1「農産物検査に関する基本要領」の4ページをご覧ください。

「3 銘柄廃止の要件」として(1)から(3)まであり、次に掲げる要件のいずれかに該当した場合には、銘柄を廃止することができる。

- (1) 2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなること。
 - (2) 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。
 - (3) 前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること。
- とあります。

育成者権を持つ三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様の廃止申請書に記載されている申請する理由である「2025年度は「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、2025年3月末をもって販売を終了している。」この事については、銘柄廃止要件の(2)に該当しております。なお、品種群は銘柄の廃止に伴い廃止する事になります。

以上により、銘柄廃止の要件及び品種群の廃止の要件を満たしていると判断することができます。

意見聴取会の結果として「みつひかり」の産地品種銘柄の廃止及び「みつひかり 2003」、「みつひかり 2005」の品種群の廃止申請について、異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

出席者一同：異議なし。

座長：劍持

異議なしということで、「みつひかり」の産地品種銘柄の廃止及び「みつひかり 2003」、「みつひかり 2005」の品種群の廃止申請について、廃止に向けて手続きを進めてまいります。

座長：劍持

次第5の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

事務局：田畑

特にございません。

座長：劍持

次第6の「座長及び書記の解任」ですが、皆様のご協力によりスムーズな進行ができました。

今後、本日ご検討いただきました設定及び廃止申請につきましては、農産局長への申請手続きを進めてまいります。本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

司会：渡邊

これをもちまして令和8年産千葉県産農産物の銘柄設定等意見聴取会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。